



日本を世界一豊かに。  
その未来へ心を尽くす一期一会の「いちご」

平成29年1月10日

各位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号  
**いちごオフィスリート投資法人**  
代表者名 執行役員 高塚 義弘  
(コード番号 8975) [www.ichigo-office.co.jp](http://www.ichigo-office.co.jp)  
資産運用会社名  
**いちご投資顧問株式会社**  
代表者名 代表執行役社長 織井 渉  
問合せ先 執行役管理本部長 田實 裕人  
(電話番号 03-3502-4891)

## 資産運用会社による業務の内容および方法の変更に係る届出書提出決定のお知らせ

いちごオフィスリート投資法人（以下、「本投資法人」という。）が資産の運用を委託する資産運用会社であるいちご投資顧問株式会社（以下、「本資産運用会社」という。）は、本日、金融庁長官に対して金融商品取引法第31条第3項および金融商品取引業等に関する内閣府令第21条に基づく業務の内容および方法の変更に係る届出を行うことを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の内容

本資産運用会社は、本投資法人、いちごホテルリート投資法人、いちごグリーンインフラ投資法人および私募ファンドの資産運用を行っていることから、各投資法人等の資産運用に関し、それぞれの運用を担当する各本部（オフィスリート本部、ホテルリート本部、グリーンインフラ本部、私募ファンド本部を指し、以下、「各本部」という。）の運用権限の強化および明確化を目的として、財務本部の分掌業務であった、財務戦略および資本政策の策定、資金調達および新投資口発行の判断、その他資金調達および新投資口発行に関する業務につき、各本部の分掌業務に本日付で移管しております。

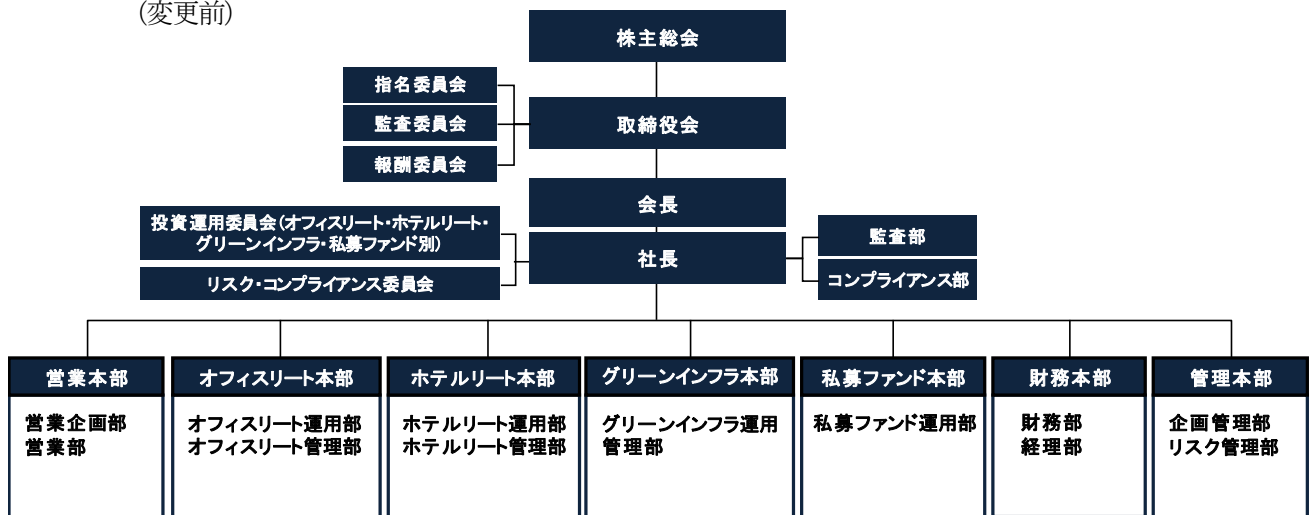
また、従前より各本部単位で開催している投資運用委員会につき、各本部の上位に位置付ける組織図の変更を行っております。

#### 2. 届出日

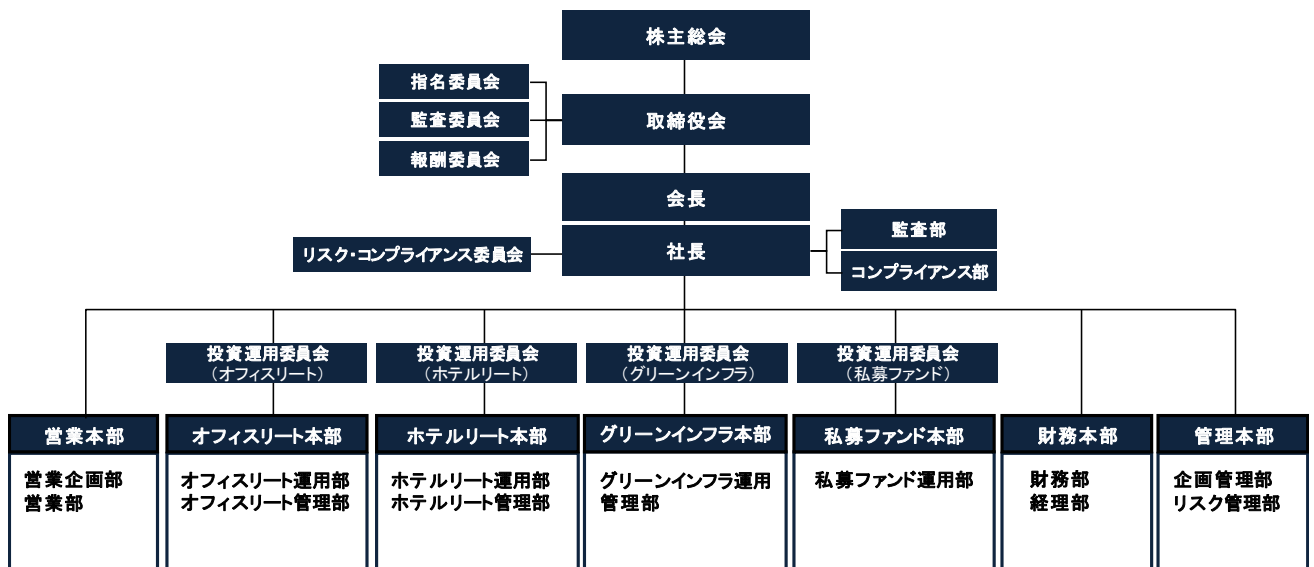
2017年1月24日（予定）

なお、今般の組織および業務分掌体制の変更に関しては、金融商品取引法、宅地建物取引業法その他適用ある法令、規則に従い、必要な届出等の手続きを行います。

参考：組織図  
(変更前)



(変更後：2017年1月10日付)



以上